

学校法人大阪医科薬科大学 大学発スタートアップ の株式等取扱いに関する規則

(令和8年5月11日施行)

(目的)

第1条 この規則は、「学校法人大阪医科薬科大学 大学発スタートアップの認定に関する規則」(以下、「認定に関する規則」という。)に基づく、認定大学発スタートアップが、「学校法人大阪医科薬科大学(以下、「法人」という。) 大学発スタートアップの支援に関する規則」(以下、「支援に関する規則」という。)第2条に定める法人の知的財産権、研究成果、技術の提供をはじめとした支援への対価として、法人が当該認定大学発スタートアップの株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における、用語の定義は認定に関する規則における定義の他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 会社法(平成17年法律第86号)第2編第2章に規定する株式及び同法第2編第3章に規定する新株予約権をいう。
- (2) インサイダー取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条に規定する有価証券の取引等をいう。

(株式等の受入の基準)

第3条 法人は、認定大学発スタートアップが次の各号のすべてに該当する場合、当該スタートアップから支援に関する規則第2条に定める支援への対価としてその全部又は一部を株式等により取得することができる。

- (1) 当該認定大学発スタートアップの事業の有望性が高いと認められるとき。
- (2) 現金による支払の免除又は軽減が当該認定大学発スタートアップの成長に資すると認められるとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、株式等を取得してはならない。

- (1) 認定に関する規則第8条第1項に定める認定の取消事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他、理事長が法人の教育研究活動を含む事業又は運営に支障が生じるおそれがあると判断したとき。

(株式等の取得の審査及び決定)

第4条 法人が、支援に関する規則第2条に定める支援の対価について認定大学発スタートアップから株式等による支払の申込を受けた場合、株式等の取得については、理事会が審査する。

2 理事会は、前条第1項に定める株式等の受入の基準への該当性を審査するために、財務

部経理課の技術的支援の下、当該認定大学発スタートアップの財務状況、事業計画、その他必要な情報を収集し、また取得株式等の数等の条件面について当該認定大学発スタートアップと調整を行った上で、それらの事項に基づき、審査を行う。

- 3 理事会は、審査に際し、公正かつ客観的に評価するため、必要に応じて外部専門家から意見を聴取する。
- 4 株式等の取得の可否は、理事会が決定する。

(株式等の取得に関する契約)

第5条 前条第4項により株式等の取得が決定した場合、法人は当該認定大学発スタートアップと株式等の取得について規定した契約書を締結し、当該株式等を取得する。

(株式等の管理及び保有)

第6条 法人が取得した株式等は、財務部が管理台帳を作成のうえ適切に管理する。

- 2 前項の規定に基づき株式等を保有している間、財務諸表の附属明細書において、保有株式等の名称及び保有理由を開示することにより、保有の正当性を担保しなければならない。

(新株予約権の行使)

第7条 理事長は、株式の上場等により新株予約権の行使が可能となった場合は、速やかに新株予約権を行使し、株式を取得しなければならない。ただし、行使価格が売却価格を上回ると見込まれるときは、行使しないことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、理事長が必要と認めた場合には、適時に新株予約権を行使することができる。
- 3 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、新株予約権の売却を決定することができる。
 - (1) 新株予約権の行使前に、新株予約権発行会社の吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取りの申出があったとき。
 - (2) 新株予約権について、行使期間満了までに株式公開等が見込めないとき。

(株主としての権利行使)

第8条 理事長は、第5条の規定により取得した株式等に基づく株主総会における剰余金の配当を受ける権利等、当該認定大学発スタートアップから経済的利益を受けることを内容とする権利について行使することができる。

- 2 理事長は、第5条の規定により取得した株式等に基づく株主総会における議決権等、当該認定大学発スタートアップの経営に参加し又は業務執行の監督・是正を行うことを内容とする権利について、原則として行使しない。ただし、議決権を行使しないことが当該認定大学発スタートアップの経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、この限りではない。

(株式の売却等及びインサイダー取引の防止)

第9条 法人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条その他の法令等を遵守し、法人の教職員等からの情報によって、法人が管理する株式等の売却時期を恣意的に操作してはならない。

2 株式の売却にあたっては、法人は原則として、換金可能な状態になった時点で売却することができる。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等の関連法令の遵守並びにインサイダー取引防止の観点から、原則として有価証券処分信託、株式処分信託等を利用し、適切に売却しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合、理事長は、理事会の議を経て、当該株式を売却しない旨を決定することができる。

(1) 換金可能な状態になった時点で、支援に関する規則第2条に定める支援への対価に見合わない判断した場合

(2) 一斉かつ大量に売却することにより価値の急激な下落を招く恐れがある場合

4 財務部は、認定大学発スタートアップから取得した株式等の適正な売却を行うため、必要に応じて法人の教職員等に対して、学校法人大阪医科薬科大学倫理心得以下、関連する規則・規程（学校法人大阪医科薬科大学組織利益相反ポリシー、学校法人大阪医科薬科大学賞罰規則、大阪医科薬科大学利益相反マネジメント規程等）に基づき、インサイダー取引の抵触の有無を確認するために、株式の保有状況を個別に調査することができる。

（実施補償金等の配分）

第10条 支援に関する規則第2条に定める支援への対価として株式等を取得した場合における当該知的財産権に係る発明者等への実施補償金については、株式等を取得した後、当該株式等の換金益に対し、学校法人大阪医科薬科大学知的財産取扱規程第14条第1項第3号の規定を準用する。

（改 廃）

第11条 この規則の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和8年5月11日から施行する。